

インボイス制度導入に至る背景

10月1日よりインボイス制度開始

2023年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始される。

2019年10月1日以降、消費税の税率は8%から10%に引き上げられ、同時期に創設された軽減税率（複数税率）制度により、現在、10%の標準税率と8%の軽減税率という複数の税率が混在している。この軽減税率制度の下で適正な課税を実施するため、インボイス制度が導入されるというわけである。

仕入れ税額控除の方式が現行の区分記載請求書等保存方式からインボイス方式に移行されるにあたり、どういった部分が変更になるかについての詳細は後述する。ここではまず、変更される保存方式の対象となる仕入れ税額控

除の基本的な仕組みとその成立背景から話を始めたい。

仕入れ税額控除の目的

日本において、消費税は各個人の消費全般に対して広く公平に課税するものとされている。商品の生産から流通、販売などの各段階において、原則的にすべてのサービスや財貨の販売、提供などに対し消費税が課される。しかし、各段階のすべての売り上げに対し課税が行われると、取引を重ねるたびに税が累積し重複してしまう。これを排除するための仕組みが、売り上げにかかる消費税額から仕入れにかかる消費税額を控除する、仕入れ税額控除である（図1）。

消費者が商品やサービスなどの提供を受けるにあたり、それに至る取引に従事する事業者は、消費税の納税義務者として申告及び納付の義務を負い、

仕入れ税額控除などによって計算した消費税額を納める。この際の税額は、各事業者の販売価格に上乗せされ、次の取引へと転嫁される。このフローが正しく機能していれば、事業者負担は発生せず、最終的に消費者が全消費税額を負担する形となる。

しかし現行の区分記載請求書等保存方式では、益税や、仕入れにかかる消費税額を売り上げ価格に転嫁できない損税といった課題を抱えた運用となっている。

インボイス制度成立の背景

前述の消費税は、1979年の一般消費税構想（大平正芳内閣）の挫折、1987年の「売上税法案」（中曽根康弘内閣）の廃案を経て、1988年の消費税法（竹下登内閣）の成立によって創設された。この流れの中でインボイス方式が最初に組み込まれていたのが

図1 仕入れ税額控除の仕組み



インボイス制度に対応した補助金

インボイス制度の開始により、請求書等の様式や消費税額の計算方法が変更となるため、リース契約期間の更新を控えた工場ではインボイスに対応した会計、見積りシステムの導入を検討してもいいだろう。ここではインボイス制度にかかわる補助金を紹介する。

IT導入補助金

補助金の下限額が変更

IT導入補助金は中小企業、小規模事業者が自社の課題に対しニーズに合ったITツールの導入を支援する補助金。応募枠は通常枠、セキュリティ対策推進枠、デジタル化基盤導入枠に大別されている。令和4年度第2次補正予算により、2022年度からインボイス制度に関連して変更されたのは、通常枠（A類型）、デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）（表2）。

通常枠（A類型）は2022年度では補助金の範囲が30～150万円であったが、2023年度では下限が引き下げ

られ、5～150万円となった。A類型は補助率が1／2のため、これまでは経費合計が60万円以上のツールの導入が必要であった。しかし、月額利用料で支払うクラウドサービスでは、利用料が低額で補助金範囲の下限に達しないため、補助金が活用できないケースがあった。2023年度では下限が5万円に引き下げられたため、経費合計が10万円以上から補助金範囲となり安価なツール導入も促進している。加えて、クラウド利用料の補助期間が1年間から最大2年間へと長期化された。

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECシステムの補助額の下限5万円が撤廃され、安価なクラウドシステム単品でも申請できるようになっている。

申請にあたって

一般的な補助金申請には、事業計画書や申請書が必要となることが多い。しかしIT導入補助金では、申請書の作成は必要だが、記入量が少なくシステム販売事業者が申請作業をサポートすることが義務付けられているため、申請側の事務作業が比較的少ない（図4）。

また、同補助金を活用して購入したシステムに関しては、購入直後から業務で使用できる。他の補助金のような補助金購入による製品に対する使用制約がないのも大きな特徴である。

申請時の注意点として、申請システムが業務用システムとして事前に登録されているものでなくてはならない。

表2 2023年インボイス制度にかかわる補助金の概要

名称	類型	補助金範囲	補助率
IT導入補助金	通常枠（A類型）	5～150万円	1／2
	デジタル化基盤導入枠（会計など）※2	～50万円	3／4
		50～350万円	2／3
小規模事業者持続化補助金	通常枠	～50万円	2／3
	通常枠（インボイス転換事業者）	～100万円	2／3
	賃金引き上げ枠（インボイス転換事業者）	～250万円	2／3 or 3／4※1

※1 賃金引き上げ枠のうち、赤字事業者の場合は3／4

※2 交付額が50万円を超えた場合の補助率は、当該交付額のうち50万円以下の金額については3／4、50万円超の金額については2／3